

SPS協定の概要

衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定) (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)

趣旨

人、動物又は植物の生命又は健康を守るという衛生植物検疫措置の本来の目的を達成するとともに、貿易に与える影響を最小限にすることを確保するための具体的なルールを提供するもの

対象

全ての衛生植物検疫措置 (第1条1, 附属書A)

(①動植物検疫に関する措置, ②食品衛生及び飼料安全に関する措置, ③人畜共通伝染病等に関する措置等)

【参考】

①動植物検疫に関する措置

有害動植物等の侵入等によって生ずる危険から国内の動植物の生命・健康を保護すること(病虫害発生国からの輸入禁止, 検査証明書の添付等)

②食品衛生及び飼料安全に関する措置

飲食物又は飼料に含まれる添加物, 汚染物質等によって生ずる危険から国内の人・動物の生命・健康を保護すること(食品添加物・飼料添加物や残留農薬の基準設定, 輸入時の検査等)

③人畜共通伝染病等に関する措置

動植物等によって媒介される病気によって生ずる危険から国内の人の生命・健康を保護すること(発生地からの輸入禁止, 衛生証明書の添付等)

主な権利・義務等

■ 人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度において、科学的な原則に基づいて措置を適用する。(第2条2)

■ 同様の条件にある加盟国の間において、恣意的又は不当な差別をしないことを確保する。また、国際貿易に対する偽装された制限となるような態様で措置を適用しないものとする。(第2条3)

■ 関連する国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、原則として当該基準、指針又は勧告に基づいた措置をとる。(第3条1)

■ 科学的に正当な理由がある等の場合には、国際的な基準等よりも高い保護の水準をもたらす措置を導入し又は維持することができる。(第3条3)

■ 科学的証拠が不十分な場合には、入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に措置をとることができる。(第5条7)

■ 透明性の確保(新たな規制の通報義務 (SPS通報), 照会所の設置等)。(第7条, 附属書B)